大桑村告示第26号

大桑村防災士養成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年３月２３日

大桑村長　　坂　家　重　吉

大桑村防災士養成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、村民の防災意識の高揚を図り、地域防災の担い手の育成を促進し、地域防災力の向上に寄与するため、防災士の資格を取得しようとする者に対する補助金の交付について、大桑村補助金等交付規則（昭和53年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

２　この告示において、「防災士研修センター等」とは、日本防災士機構が認定した研修機関であって、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　村内に住所を有する者

（２）　行政区や自主防災組織等と連携し、防災活動の中心的な役割を担い活動できる者

（３）　防災士の資格取得後、引き続き５年以上村内に居住する者

（４）　防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的な支援を受けていない者又は受ける予定のない者

（５） 村税等の滞納のない者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、防災士研修センター等の講座の受講料、教材費、教本代、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料（初回のみ）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に規定する経費のうち補助対象者が負担した額とし、40,000円を限度とする。

２　補助金の交付は、１人につき１回に限る。

（補助金の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大桑村防災士養成事業補助金申請書兼同意書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（１） 防災士認証状又は防災士証の写し（交付日から１年以内のもの）

（２） 補助金の対象となる経費の支払を証する書類

（３） その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第７条　村長は、前条の規定に基づく補助金の交付の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、大桑村防災士育成事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　村長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、理由を付して、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第８条　前条第１項の規定による交付決定を受けた申請者は、大桑村防災士養成事業補助金請求書（様式第３号）を交付決定より30日以内に村長に提出するものとする。

２　村長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第９条　村長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。